3　令第百二十三条の十第十五項第一号ロに規定する財務省令で定める金額は、同項の内国法人がその履行に係る負担の引受けをした同号ロに規定する将来の債務のうち次に掲げるものの額とする。

一　令第百二十三条の十第十五項第一号に規定する資産評定による価額が当該資産評定を基礎として作成された貸借対照表に計上されている負債に係るもの

二　その額、その算定の根拠を明らかにする事項及びその算定の基礎とした事項を記載した書類を保存している場合のその書類に記載されているもの

第二十七条の二十の見出しを削り、同条第一項第二号中「次項第三号」を「次項第四号」に改め、同条第二項第三号中「適格退職年金契約の意義」を「退職年金等積立金に対する法人税の特例」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第八十二条の四第一項（確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換）の加入者であつた者のために支出した確定給付企業年金法施行令第五十四条の八第三号（独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準）の掛金

第二十九条の三第一項第二号中「第百五十条第一項」を「第百四十七条第一項」に改め、同項第三号中「第百五十条第四項」を「第百四十七条第四項」に改め、同条第三項中「第百五十条第一項」を「第百四十七条第一項」に改める。

第三十条第三項第二号中「第百五十条第一項」を「第百四十七条第一項」に改める。

第二編第一章第三節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第三十六条の三の二　法第七十五条の三第一項（電子情報処理組織による申告）の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条（事前届出）の規定の例による。

2　前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項の届出は、内国法人（法第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が資本金の額又は出資金の額が一億円を超えることとなつた日から一月以内（当該内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日から二月以内）に行わなければならない。

一　新たに設立された次に掲げる法人　その設立の日

イ　その設立の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人（公益法人等を除く。）

ロ　保険業法に規定する相互会社

ハ　投資法人

ニ　特定目的会社

二　新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人　その開始した日

三　公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた協同組合等の当該協同組合等に該当することとなつた時における出資金の額が一億円を超える場合における当該協同組合等　その該当することとなつた日

3　法第七十五条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一　申告書記載事項　法第七十五条の三第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該申告書記載事項を入力して送信する方法

二　添付書類記載事項　次に掲げる方法

イ　法第七十五条の三第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該添付書類記載事項を入力して送信する方法

ロ　当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第五号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第二号イ及びロ（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を法第七十五条の三第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

4　法第七十五条の三第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の定めるところにより、行わなければならない。

5　法第七十五条の三第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6　申告書記載事項又は添付書類記載事項を第三項各号に定める方法又は法第七十五条の三第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

7　法第七十五条の三第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第六条（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8　前各項に定めるもののほか、法第七十五条の三第一項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三十六条の三の三　法第七十五条の四第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号

二　代表者の氏名

三　電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第七十五条の四第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四　その他参考となるべき事項

2　法第七十五条の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

3　法第七十五条の四第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号

二　代表者の氏名